自然災害研究協議会科研費（突発災害）申請ガイドライン

平成28年3月18日制定
平成29年4月17日一部修正
令和6年5月9日一部修正

本ガイドラインは，突発災害発生後，自然災害研究協議会が主体となって科研費（突発災害）に申請する研究組織を速やかに立ち上げ，研究組織の代表者が科研費（突発災害）に申請する際のサポートを自然災害研究協議会が実施するためのガイドラインである．

1. 申請の判断
   - 自然災害が発生した場合，地震・火山による災害が主の場合は突発災害（地震・火山）担当が，風水害による災害が主の場合は突発災害（風水害）担当が，自然災害研究協議会議長，総務担当，各部会突発担当委員及び被災地区部会長に科研費（突発災害）の申請を行うかどうかをメールで提案し，申請の有無を判断する．
   - 申請することが決定されると，突発災害担当は自然災害研究協議会オブザーバーの文部科学省研究開発局地震火山防災研究課に申請の意思を速やかに伝え，文部科学省の意見を聞く．

2. 研究代表者・分担者の決定
   - 申請が決定されると，自然災害研究協議会議長は総務及び突発災害担当と相談し，研究代表者を決定する．
   - 研究代表者は，自然災害研究協議会議長，総務および突発災害担当と相談し，研究分担者を決定する．突発災害担当は，研究分担者や文部科学省との連絡など調査団の組織をサポートする．
   - 必要に応じて研究代表者は，突発災害調査委員会各部会の委員にそれぞれの専門分野の研究分担候補者リストの作成を依頼する．
   - 研究代表者は，被災地区の研究者に限定することなく，日本全国から研究分担者が選出されるように努める．また，学会横断的，研究組織横断的，研究分野横断的に研究分担者が選出されるように努める．

3. 申請書の作成
   - 研究代表者は速やかに研究概要を作成し，文部科学省研究開発局地震火山防災研究課宛てに研究概要を提出する．
   - 研究概要提出後，研究代表者は速やかに研究調書を作成し，文部科学省研究開発局地震火山防災研究課宛てに研究調書を提出する．

自然災害研究協議会突発災害調査委員会内規

・本内規は，自然災害研究協議会突発災害調査委員会の細目について定める．
・自然災害研究協議会突発災害調査委員会に地震・火山部会および風水害部会を設ける．
・委員構成は以下のとおりとする．

地震火山部会

（a）自然災害研究協議会の議長，総務，および突発災害（地震・火山）担当．

（b）地震・火山災害及びそれに関連する，土砂，津波，構造物，災害リスク・社会科学等の各分野から1名程度．ただし，（a）で定める総務および突発災害担当の専門分野を除く．

風水害部会

（a）自然災害研究協議会の議長，総務，および突発災害（風水害）担当委員．

（b）風水害に関係する気象，洪水，土砂，津波，雪氷，災害リスク・社会科学等の各分野から1名程度．ただし，（a）で定める総務および突発災害担当委員の専門分野を除く．

・自然災害研究協議会総務担当は，自然災害研究協議会議長と相談し，委員を指名する．
・委員の就任に当たっては，協議会の承認を得るものとする．
・委員の任期は2年とする．ただし，再任は妨げない．
・突発災害担当が海外出張等で不在の場合は，総務が指名する突発災害調査委員会各部会の委員が代理を務める．
・突発災害調査委員会の運営に関し，必要な事項は別途定める．
・本内規の改廃は，協議会の議を経るものとする．